

韓国特許法院の役割と展望

前韓国特許法院長
弁護士 崔公雄

本資料は 1999.11.26.付に東京で開催された日・韓弁理士交流会の合同セミナーで
前韓国初代特許法院長(崔公雄)の講演内容でございます。

1. 特許法院開院の意味

韓国において特許法院は 1998 年 3 月 1 日に全国を管轄する高等法院級の専門法院として新設されました。

韓国で初めて近代的な西欧式の裁判制度ができたのは 1895 年であり、司法近代化 100 周年を決算する司法改革作業の一つとして科学技術に関する紛争を解決する独立した専門法院として特許法院が設立されました。

特許法院は従前の特許訴訟の審級構造を改編して新しく新設された特許審判院の審決または決定に対する不服の訴えを特許法院の専属管轄とすることにより、従前の特許庁抗告審判所がしていた審判を法院の裁判に格上げさせたと言えます。

これにより科学技術問題に関する裁判を事実審として独立された専門法院が引き受けることになったという点で特許法院の開院は重要な歴史的意味をもつわけです。

折りよく世界は今や 21 世紀を迎え国境のない無限競争時代という激動と波乱の時代を予告しており、21 世紀知識情報化社会では技術革新に伴う知識財産の出現速度が速くなり科学技術情報が国境を越えて瞬く間に全世界に伝播拡散されることにより、権利帰属と成果配分に関する利害が絡み合っこれに伴う特許紛争の公正な解決と知的財産権の強力な保護が技術開発投資を促進することにより知的財産権の保護が国家競争力を左右する重要な課題になりました。

特許法院は独立された専門法院として効率的で公正な裁判で発明と創作を保護するインセンティブとして、国民の知的財産権を積極的に保護し窮極的には科学技術の発展を図ろうとする特許法政策を具体的に実現することにより国家競争力と国際的な信認度を高めるなど、国家基盤構造としての重要な役割をするようになったのであります。

結論的に、特許法院の開院は 21 世紀という現在の次元を飛び越えるグローバルティ (globality) をねらって知識基盤経済の核心要素である技術と知識財産を積極的に保護しつつ、国民の利益を調和して国家競争力を高める時代的使命を果たすために新たな出帆をしたもので、なによりも高度の専門性を有する科学技術に関する事実判断を法律専門家である法官がどのように適正に裁判をすることができるのかという問題と共に、国民に迅速で便利な裁判制度を定立し先進的な特許制度定着の礎をなすのかという難しい課題を抱えています。

韓国の特許法院は 21 世紀という新しい未来に向かって専門法院としてそのような課題と役割をどのように効率的に遂行するのかという問題を多角度から検討しておりまして、世界の中で模範的な特許法院制度を定立することに努めております。

2. 韓国の司法制度と特許審判制度

韓国において近代的な司法制度が導入されたのは 1895 年 3 月 25 日の法律第 1 号で、制定公布された裁判所構成法から始まります。

歴史的には長い間中国の影響の下に国家刑罰制度として律令制度がありましたが、1894 年甲午更張を契機に西欧民主主義思想を基盤にして急速に近代化・西欧化が進行され、独立した裁判制度と共に西欧式の当事者主義弁論主義を基礎とした近代的な訴訟制度が確立されました。

しかし、1910 年の韓日合邦によりすべての法制度は日本法を依用するようになり、以後の法と司法制度も日本法を基盤にするようになりました。

韓国で最初に公布された特許法は日本の勸告 (アドバイス) により 1908 年に制定された朝鮮特許令として、日本の特許令を依用したものです。

日本と同様に韓国特許裁判制度の最も大きな特徴は、ドイツの影響を受けてイギリスやアメリカとは異なって特許侵害訴訟 (infringement case) と有無効訴訟 (validity) を別途の訴訟として進行する構造を有しているという点であります。

アメリカ、イギリス、オランダなど、多くの外国がこの二つの訴訟手続きを分離せずに単一の法院で単一の訴訟手続きで侵害訴訟と有無効を取り扱う訴訟を単一法院で進行することができるのに対し、ドイツは多分に政治的な理由でビスマルクによるドイツ連邦特許法が通過されながらドイツ特許庁が特許の有効性の可否を判断できる唯一の権限をもつようになりました。

従って、第二次世界大戦が終わった後アメリカ軍政下にあった韓国ではアメリカ特許法を一部参考にして1946年に特許法が制定されましたが、現代的な意味の新しい特許制度は1961年に制定された特許法がその母体であると言え、上記の特許法に規定された特許争訴も原則的にドイツ法に基づき特許審判と特許侵害訴訟を区別し、特許侵害訴訟は一般民事事件として一般法院の管轄であり、特許侵害訴訟では原則的に特許の有効性の問題を扱うことができないようにしながら、有効性の判断に関しては特許庁に審判所と抗告審判所において判断をした後、最後に法律審である大法院に上告をすることができるようにしました。

第二次大戦後、大韓民国憲法は英米型の司法国家主義を採択しつつ原則的に特別法院の設置を許容していないが、憲法107条3項は裁判の前審手続きとして行政審判をすることができるものと規定し、特許庁の審判手続きによりなされる審決は行政審判として大法院に上告の道を開き、最終的には法院の法律判断を受けるとしたのであります。

現在、韓国の法院制度は大法院を最高法院として6個の高等法院(特許法院を含む)並びに15個の地方法院(ソウル家庭法院とソウル行政法院を含む)があり、憲法に規定された特別法院として軍事法院があります。

3. 特許法院開院の歴史的背景

(1) 特許審判制度に対する違憲論議と司法制度の改革

大法院は1993年8月25日特許法第186条第1項が憲法に違背するという理由で違憲提請決定をするに至りました。(大法院93ク1, 2, 4)

その理由は、特許庁抗告審判所の審決に対して直ちに大法院に上告するようになっている特許法第186条第1項は憲法第27条第1項が保障する法官による裁判を受ける権利を剥奪し、特許事件の事実審を特許庁抗告審判所の抗告審判が最終審になるようにすることにより、憲法101条第1項の司法国家主義ないし三権分離原則に違背し、特許事件の当事者には高等法院の裁判を受けることができないようにすることにより、すべての国民は法の前に平等であるという憲法第11条第1項の規定にも違背するというのであります。

我が国の特許審判制度は1946年の特許法制定当時からほぼ半世紀にわたって特許庁審判所と抗告審判所という2段階の行政審判を経てから大法院を最終審とする特別行政争訴体制を維持してきました。

そのような根拠は特許審判制度は特許関係の審判が高度の専門的・技術的判断が要求されるという点で事実認定に関する判断を専門技術分野の知識と能力を備えた行政部内の専門審判機関に任せるのが事実判断の正確性と手続きの迅速性及び訴訟経済の側面で適当であり、特許事件に関して大法院の最終判断が保障されるのであれば国民の裁判を受ける権利を侵害するのではなく、科学技術者と発明家の保護という憲法が認めた正当な立法目的のために合理的な差別が必要であると言えます。(憲法裁判所 1995. 9. 28. 92 憲カ 11. 93 憲カ 8. 9. 10. 併合事件での法務部長官及び特許庁長の意見)

しかし、21 世紀を目前にして世界的な規模の無限競争時代という国際社会の変化と先端技術を基礎とした高付加価値商品が要求される時代的狀況で、無形の財産である知的財産権の重要性と共に科学技術開発の必要性が漸増しながら、折りよく近代司法制度 100 周年を控え司法制度改革の一環として従前の特許審判制度は全面的な改革対象として浮上しました。

現実的な問題として特許紛争は既に先進各国で法院の裁判によっているのが世界的な大勢であったと言え、また、特許庁抗告審判の内在的問題点と限界性を露出することにより(大法院での一般行政事件の破棄率が 8%であるのに比べ、特許などの審決の破棄率が 31%に至っていた。)、結局特許紛争は法官による裁判が必要であるという点で特許審判制度の全面的な再検討が必要になったのは、時代が要求する必然的な趨勢であると言えます。

(2) 特許法院設置に関する論争

特許審判制度の改革に関する論争の核心は、特許権などに関する紛争が科学技術に関する専門的な分野であるとしても、窮極的には法律紛争であるという点で事実審裁判を法官ではない技術専門家による事実判断によるのは憲法上裁判を受ける権利の本質的内容を侵害することであるという点であります。

ただし、違憲論議の解消のために法院が特許事件の事実審裁判を引き受けることになる場合、果たして判事が発明の新規性・進歩性などの判断及び先端技術に関する実体把握など事案の正確な判断をすることができるのかという問題が提起され、科学技術紛争は高度の専門的技術知識と急変する技術水準への適応力を備えた専門家で構成された審判機関に審判を担当させなければならないという点で、ドイツの連邦特許法院(Bundespatentgericht)をモデルとした特許法院を設置する主張が台頭されました。

このような主張は主に弁理士会と科学技術産業界を代弁する特許庁と大法院を中心にした法曹界の間で活発に意見が交換され、先進外国の特許法院制度としてドイツの連邦特許法院(Bundespatentgericht)、アメリカの連邦巡回区控訴法院(CAFC)、日本の東京高等裁判所専門部が主に研究対象となりました。

法曹界、学界、国会、言論界及び社会団体を代表した32名の人事たちで1993年11月3日に構成された汎国民的司法改革機構である司法制度発展委員会では、1994年2月16日に特許訴訟の審級構造改善案を含めた司法制度改革方案を大法院に建議しながら、特許事件の事実問題に関しては高等法院が事実審として第一審を管轄するように特許訴訟の審級構造を改編することを建議しました。

建議内容は、現行特許審判制度の違憲素地及び不合理性を除去するために特許専担裁判部をソウル高等法院に設置して弁論を通じた事実審理の適正化を追求し集中審理方式の導入、上告審手続きの改善などで紛争を迅速に解決することが望ましく、現在としては少ない事件数に照らしてみると、特許法院を設置することは非効率的であるため、先ず強力な独立性を付与した特許専担裁判部を運営し、これから先事件の推移を見て事件数が増え専担部の規模が大きくなれば特許法院設置の可能性を検討しようというものであり、かつ、実質的には技術判事と類似した機能と役割をする特許審理官制度を導入して、特許審理官を特許訴訟の審理に参加させて技術的な分野に関して訴訟関係人に質問して立証を促し裁判の合意課程では書面または口頭で意見陳述を通じて専門技術性を補完するようにしようというものでありました。これと共に特許庁審判所の統合を通じて特許庁内での手続きの統合、単審化をなして迅速化を図ろうというのが主要骨子でありました。

これに対し特許庁では一般法官と同等な権限をもって審理と裁判に参加する技術判事を新設し、高等法院級の特許法院を設置する法的根拠を設けることを要求したのです。

大法院は1994年4月16日に司法制度発展委員会の建議に従い違憲素地をなくすのに必要な最小限度の改正のために特許庁抗告審判所の審決に対してソウル高等法院に訴えを提起し、ソウル高等法院の判決に対して大法院に上告することができるようにする内容の法院組織法のうち改正法律案を立法建議形式として国会に送付しました。

一方、特許庁も1994年7月1日に大韓弁理士会を通じて特許法院の設置と技術審理官制度の導入及び特許審判院の設置を主要内容とする改正法律案を国会商工資源委員会と法制司法委員会に提出しました。

(3) 大法院と特許庁との間の合意事項

大法院と特許庁がそれぞれ改正法律案を提出した後、幾度かにわたった意見調整のはてに1994年7月8日ついに両者間に劇的な妥結がなされたのですが、その要約された合意事項は次のとおりであります。

?特許法院の設置

1998年3月1日までソウル地域に4-6個の合意部程度の規模で部長判事4-6名、陪席判事8-12名を構成員として(組織5個部、法官16名予想)産業財産権の全分野を担当し、審決取り消し訴訟のみを管轄する性格をもたせた。

?技術審理官制度の新設

これらの役割の範囲は特許法院で産業財産権関連訴訟の審理に参加し釈明権を付与して訴訟関係人に技術的な事項に対する質問と裁判合意で意見を陳述することができるようにした。技術審理官の規模は9-11人程度で、一旦は特許庁からの派遣形式になる。

?特許審判院の設置

特許法院が設立される1998年3月1日から現行“審判所”を“抗告審判所”に吸収統合して単審制である“特許審判院”を設置するということである。

?特許法院判事の充員と専門性の向上

特許法院は高等法院級であるために新任法官で充員することができない。これからより優れた高級専門人力を確保するためには理工系の専門司法研修院修了者、産業財産権事件を専攻または専門担当処理した法官、多年間特許実務に携わった弁護士などを優先的に特許法院に配置して持続的に勤務するようになる方が講じられている。特許法院陪席判事は専門性を高めるために勤務期間を3年とし部長判事は陪席判事よりも長期間勤務するようにした。大法院はこれと共に特許法院の専門家方案として特許事件専担裁判研究官や知的財産権専担裁判部経歴のある法官、特許関係国内外研修経歴のある法官、理工系出身の法官などを一次的に特許法院専門法官として選抜することにした。その他に、司法研修院修了者のうち特許庁、特許審判院などで審判官などで従事した経験のある者を法官として選抜する方案と、法学ではない理工系など他分野出身者たちも容易に司法試験に合格することができる法学教育及び法曹人養成制度全般にわたった改善方案を講ずることを合意した。

?弁理士の訴訟代理権の保障

新たに改善される制度による審判及び裁判においても弁理士の訴訟代理権は現行通り保障することにする。そして、侵害訴訟において弁理士が弁護士の訴訟補佐の役割をする問題は、弁護士会と弁理士会の間に合意がなされる場合に限りこれを考慮する方向に進めることにした。

(4) 法院組織法と特許法の改正

大法院と特許庁の妥協がなされるに従い、1994年7月24日ついに高等法院級の特許法院が特許訴訟の第一審を管轄し特許訴訟の審理に技術審理官が参与する内容が含まれた法院組織法のうち改正法律が国会で議決され7月27日に公布されることで1998年3月1日に特許法院が設立される根拠法規が設けられ、1995年1月5日に特許法、実用新案法、意匠法、商標法の各改正法律などが公布されることにより、従前の特許庁内の抗告審判所と審判所を統合して特許審判院を設置して特許審判院の審決または決定に対する不服の訴えは特許法院の専属管轄とし、これに対する不服は大法院に上告することができるようになりました。

特許法院の開院に先立ち、法院行政処は特許法などの施行に関する規則、技術審理規則などを制定し、法院裁判事務処理規則と例規などを整備し、1997年6月4日に法院行政処次長を委員長とする特許訴訟実務委員会を構成して訴訟手続き上提起され得るいろいろな問題点に関する論議を経て同年10月20日には特許訴訟手続き整備のためのセミナーを開催し、その結果を特許訴訟実務という冊子で発刊配布しました。

1998年1月11日及び2月1日には法院行政処に発令された開院準備員11名と同年2月9日付けで大法院に発令された法院長を中心に、特許庁から当事者系事件の抗告審判事件記録及び手数料の移管事務を終え開院式と共に業務開始に伴う準備を経て、ついに1998年3月2日ソウル法院総合庁舎大会議室で大法院長をはじめとした多数の内外賓が参席した中、特許法院開院式を挙行了たのです。

◎特許法院の人的構成

区 分	職 級	定 員	現 員	備 考
法 官	法院長	1	1	
	部長判事	5	3	3個の裁判部
	判 事	10	6	
	(小計)	(16)	(10)	

一般職	理事官	1	1	事務局
	書記官	2	2	総務課・特許課
	事務官	4	4	
	主事	3	2	
	主事補	2	3	法廷警衛 1 含む
	書記	8	7	法廷警衛 1 含む
	書記補	2	3	
	(小計)	(22)	(22)	
特別職	秘書官	1	1	5 級相当
	非常計画担当	1	1	5 級相当
	(小計)	(2)	(2)	
機能職	事務員	11	11	9 等級 6, 10 等級 5
	運転員	6	6	9 等級 4, 10 等級 2
	衛生員	1	1	10 等級 1

	(小計)	(18)	(18)	
	総計	58	52	

※技術審理官(4級)9名(機械3, 化工2, 電気2, 電子1, 生命工学1)が派遣勤務中である。

4. 基本目標と中間成果

特許法院開院は何よりも特許法院で科学技術紛争に関する事実審と法律審を同時にすることにより、国民の裁判を受ける権利が保障され国民に司法サービスを強化し国民の信頼と共に国家信認度を高めるようになった点で重要な意味があります。

特許法院はまた法解釈の統一性と予測可能性を高め知識基盤経済の核心要素である科学技術と発明を保護しその開発を促進するようになり、国民の信頼と共に上告率の減少による大法院の裁判負担を軽減させる現実的な効果をもたらしたのです。

特許法院が先進各国の特許法院と異なって科学技術専門家である技術審理官という独特な制度において技術審理官が弁論に参加することができるようにして事実上判事と共に裁判させることにより、科学技術者の意見が尊重される新しい制度を開発したことは、我が特許法院がもつ重要な特色であると言えます。

このような性格をもった専門法院として特許法院は開院当初にその基本的な運営目標を次のように設定し出発したのです。

(1) 公正迅速な裁判と集中審理

科学技術問題に関する紛争に対して特許庁抗告審判所の審判から法院の裁判に格上げされたという点で特許法院はその基本目標を何よりも公正迅速な裁判におき、忠実で迅速な審理のために準備手続きを活用する集中審理方式の裁判運営を定立するところに最も大きいな目標をおきました。

特許実用新案事件は原則的に準備手続きに回付して主審判事が受命法官となり技術審理官と共に争点と証拠関係を整理してから弁論期日を指定し、意匠商標事件は直ちに弁論期日を指定し、ただし、特許実用新案事件であっても大法

院で破棄差し戻された(還送された)事件で既に結論が下されている事件は直ちに弁論期日を指定するなど、準備手続きに回付する事件の類型及びその回付時期に対する統一的な基準を設け、受命法官別に週1回準備手続きを開き2~3週間間隔で準備手続き期日を指定するなど、準備手続きでの定型的な進行方式を確立しました。

弁論期日に比べて準備手続きに重点が置かれるという点がありますが、当事者に十分な説明をさせ相手方もこれに対する十分な反駁の機会を付与することにより、忠実な審理で当事者の信頼が非常に肯定的なものとあらわれており、大法院に上告する上訴率が顕著に減少していることが明らかであります。

特許法院の判決は従前の特許庁抗告審判所の審決よりも判決内容が忠実で先例的な価値があるため類似した事件を処理する特許庁の関係者たちからよい反応を得ています。忠実な審理で大法院の業務負担を軽減させており、迅速な権利救助をもって(平均処理期間:特許実用新案:約6-7ヶ月,意匠商標:約4-5ヶ月)特許争訟制度に一大革新をもたらしたと言えます。

準備手続きに並行して裁判部全員が参席する技術説明会を開催し、技術諮問団を構成して活用する方案と弁論期日に集中審理を強化する方法を検討中です。

(2) 法官の専門化

科学技術問題に関する専門法院として特許法院は法官の科学マインドの向上と専門法官としての特許法の集中的な研修と経験蓄積が重要であります。

特許法院は開院当初である1998年3月11日に特許訴訟実務研究会を構成し、特許法と特許訴訟全般にわたった研究発表会を続けており、1998年6月1日から7月20日までソウル大学工学大学の教授8名を招き電気、機械、化学、半導体、光電加工学、遺伝工学などに対する基礎科学及び先端科学に対する講義を聴きました。特許庁と特許審判院を訪問して出願及び審査業務と審判課程を視察し、韓国電子通信研究院、国防科学研究所を訪問して関連分野での最先端技術現況に対する現場見学をしました。

特許訴訟実務研究会のほかにも特許訟務制度研究会と法廷実務研究会を構成して研修と教育に力を注いでおりまして、専門法院としての専門法官の養成は何よりも経験蓄積が必要であるという点で今後法官の長期勤務が考慮されるべきであり、同時に短期研修による法官の専門化教育も講じられるべきでしょう。

(3) 技術審理官制度の定着

特許法院の最も大きな特色であると言える技術審理官制度の効率的な運営こそ特許法院運営の重要な課題であります。

特許庁から派遣された技術審理官 9 名は、各裁判部別に電気、機械、化学専攻の各 1 名ずつ 3 名が配属され、3 名の技術審理官のうち選任技術審理官を中心に具体的な事務負担を自律的に行っています。技術内容が複雑・難解で進歩性の判断に慎重を期す必要がある事件に対しては、該当分野を専攻した 2~3 名の技術審理官にその事件を共同で検討させ統一された意見または各自の別個の意見を提出するようにしております。準備手続きが開始される前に担当技術審理官は指定された事件に対する技術説明書を作成して技術内容及び争点を説明することになり、準備手続きに参加して当事者に質問をし裁判部と間に技術内容に関する十分な論議を行い意見書を提出することになります。

技術審理官を弁論期日に参与するようにした立法趣旨に照らして判事との協力体制など効率的な運営が講じられるべきであり、意見書作成の定型化と意見書の公開問題は継続して検討されるべき問題であると言えるでしょう。

5. 業務の現況

(1) 事件処理現況の分析

特許法院が開院してからの初めての裁判は 1998 年 4 月 23 日に第 1 部及び第 3 部で同じ日に始めました。

開院前に特許庁から移管された事件数が 434 件であり、開院後新しく受け付けた事件数は 1999 年 2 月 28 日までの 1 年間に 851 件で合計 1,285 件に至りました。{(特許 214, 実用新案 254, 意匠 162, 商標 655) - 図表 1, 2} 同じ期間の処理件数は 800 件であり、判決件数は 602 件であります。(1999 年 8 月 31 日までの総受付件数は 1,551 件、総処理件数は 1,052 件であり、判決件数は 838 件である。)

判決件数 602 件のうち原告勝訴件数は 219 件で原告敗訴件 374 件に比べ決して少ない比率ではなく、特許で原告勝訴率が 19.0%であるのに対し意匠は 32.8%、商標は 28.6%という高い勝訴率をあらわしています。(図表 3)

特許法院の判決に対する上告は 233 件で上告率は 38.7%であるところ、これは 1997 年の同じ期間に特許庁抗告審判所の審判に対する上告事件が 414 件であったのに比べ約 56.0%程度の事件負担であると言えます。(図表 4)

事件処理期間は総処理件数 800 件のうち 6 ヶ月内に 614 件であり、残りの 147 件は 9 ヶ月内、残りの 39 件はすべて 1 年内に処理され、約 76.8%が 6 ヶ月内に処理される迅速性を見せました。

毎月の受付件数は差を見せていますが、当分の間は1ヶ月100件程度が受け付けられるものと予想され、裁判部当たり毎月の平均処理件数もソウル高等法院に比べ少ないですが、適正な審理のために業務負担量が軽いとは言えません。

(2) 訴訟代理人の現況

特許法院の設置を控え最も大きな争点の一つであった弁理士の訴訟代理人資格が認められることにより、特許法院の訴訟には多数の弁理士が訴訟代理人を引き受けることになりました。我が国の民事訴訟法によりますと、弁護士が訴訟代理人になることが原則であるため弁理士が法院で訴訟代理人として法廷で弁論するようになったことを近代司法100周年をすぎて初めてのこととして、非常に画期的なことであると言えます。

一年間の原告代理人は弁理士が954名で73.8%、弁護士が124名で9.6%、弁護士及び弁理士の共同受任が111件で8.6%をなし、弁理士が圧倒的に多くの受任をあらわしています。

従前に特許庁抗告審判所での事件受任がそのまま維持されたという事情と現在の特許訴訟が特許審判院の審決から始まる審級構造と審決取り消し訴訟に極限されているという点から、特許法院での訴訟代理人は弁理士が圧倒的な比率を占めております。

科学技術に関する専門法院での弁理士たちの新しい活動領域が拡大されたことで、今後弁理士たちの持続的な訴訟実務教育と法廷経験が必要であると言えます。(図表6)

(3) 涉外事件の現況

さる一年間、総受付件数1,285件のうち外国人が当事者となったいわゆる涉外事件が454件で35.3%に至っており、そのうち特許が67件で31.3%、商標が373件でおおよそ57.0%を占めています。(図表7,8)

国籍別ではアメリカが169件で1位であり、2位は日本で101件であります。

一年間に処理された涉外事件数は454件のうち237件であり、外国人の勝訴率は外国人が原告である場合に36.3%、外国人が被告として勝訴した場合が49.3%で、一般事件での原告勝訴率(27%)よりも高くあらわれています。

国境のない経済という無限競争時代を迎え涉外事件は今後急増するものと予想されるだけに、特許法院はpro-patentの基盤で外国人の投資と先端技術の移転を保護するために、さらに公正な裁判で国際的性格の法院に発展するでしょう。

6. 未来への展望

(1) 特許法院の管轄の拡大

特許法院が21世紀知識情報社会をねらった先進国型の専門法院として高度の先端科学技術に関する専門的な審理を前提に発足したにもかかわらず、各界の多様な意見と違憲論争の中で急いで開院したため、先ず特許庁抗告審判所の審判を代替する制限的な審判権のみをもって出発しました。

特許紛争の効率的な解決と専門的な裁判能力は特許無効審判に対する審決だけでなく当然特許権の侵害による訴訟は最終的に特許権者を保護する手段であるため、知的財産権関連の紛争を一挙に解決することにより重複された審理の浪費を防止し対国民司法サービスを忠実にしなければならないでしょう。また、大勢的な効力がある知的財産権の解釈に統一を期し特許法の一貫した正しい解釈のために、そして科学技術の発展を図ろうという国家法政策の実現のために特許権侵害訴訟までも専門法院で共に管轄しなければならないことはあまりにも当然であると言えます。

比較法的にも特殊な歴史的事情のために特許侵害訴訟を分離したドイツを除いてはアメリカ、日本、イギリス、フランスなどで少なくとも控訴審段階では特許侵害訴訟と無効訴訟などがすべて特許法院で審理されているという点と、その間の実務界と学界がすべて基本的には意見を共にしているという点で速やかな法改正を推進しようとしています。

現在、法院行政処との間に特許法院と管轄拡大のための法院組織法改正に関して協議し概略的な改正案を送付しましたが、その時期に関しては各界の意見を継続して収集しているところであります。

漸進的にはプログラム著作物や半導体集積回路の配置設計に関する法律で認められる配置設計権に関する訴訟など、新知的財産権に関する管轄拡大も検討されるべきでしょう。

(2) 特許訴訟に関する内規、規則及び特許訴訟法の制定

審決などの取り消し訴訟の手続きに対しては特許法などがいくつかの条文で短編的に規定しているだけで、体系的に規律する規定が欠如しています。ただし、解釈上、審決などの取り消し訴訟は行政訴訟の一種であるため特許法に特別な規定がなく、その性質に反しない限り行政訴訟法が適用され、行政訴訟法にも適切な規定がなければ行政訴訟法第8条第2項により民事訴訟法が準用されると言えます。

これに対しては特許法、実用新案法、意匠法、商標法には実体法的な規定のみを残しておき、手続き法的な規定を別に分離してすべての審決などの取り消し訴訟に適用される一つの手続き法として特許訴訟法を制定するのが望ましいものと思われまます。

特許事件の場合には、その公益性により法院が訴訟資料を職権で探知する必要性が大きく、このような訴訟手続きの基本原則も設けられるべきでしょう。

特許法院はこれに対する予備作業として、今年先ずその間蓄積された実務経験をもとに訴訟手続き進行に関する内規を設けて実務を整理し改善してゆく予定でありまして、実務経験が蓄積された後内規を土台にして大法院規則を改正し、さらに統一された手続き法として特許訴訟法の制定も継続して研究する計画です。

(3) 国際化時代の特許法院の位相定立

21世紀知識情報時代には各国が技術開発及び産業財産権の保護に対する認識が拡散され、全世界が技術を武器に無限競争時代に突入しているだけに、特許法院で渉外事件が急激に増加するでしょう。(さる一年間の渉外事件の比率は特許31.3%, 商標が57.0%を占めている。)

世界各国は全世界的な次元で特許制度の調和のための世界特許システム(global patent system)の実現と権利の執行が重要課題として台頭されているだけに、特許法院は世界の中の特許法院として位相向上のための国際的感覚の開発が特に緊要であると言えます。

今日、アメリカのCAFCの判決をインターネットを通じて即時見ることができ、我が国の法院の判決も宣告即時訴訟代理人により外国語に翻訳され当事者に送達されているだけに、特許法院の判決が国際的な次元での公正な判決として遜色のない内容と様式を開発するのに力を注いでいます。

(4) 特許法院判決集の発刊

事実審法院としての特許法院の役割は類似した事件での判決例と一応の法解釈の統一に寄与するところにあると言えます。

特許法院の判決は一般下級審判令と異なって知的財産権に関する専門法院が下した判決であるという点で大部分が科学技術界に先例になる非常に重要な意味を有したものであると言え、大多数の渉外事件で外国語に翻訳されているだけに判決集の継続的な発刊が必要であるという点で法院図書館から現在発刊される下級審判決集と別途の特許法院判決集を発刊しなければならないでしょう。

現在特許法院の独立したファイルサーバーが設けられLXプログラム内に特許法院が宣告した判決をすべてデータベース化して保管しているため、予算が設けられ次第判決集を発刊する計画で準備中にあります。

(5) 権利範囲確認審判制度の廃止

権利範囲確認審判制度は、特許侵害訴訟の審理と重複し事件の終局的な解決をもたらさないという点で日本でのような判定制度を代替する方を継続して検討する計画です。

(6) 特許法院庁舎の大田(テジョン)移転問題

2000年3月1日に特許法院が大田(テジョン)に移転することになると、特許法院発展にいろいろと困難な試練を受けることになります。

優れた専門法官の経験蓄積のための長期勤務が難しくなるであろうし、大部分の訴訟事件がソウルに集中している現実で長期的な発展計画に蹉跌をもたらすおそれがあります。

しかし、長期的な眼目で専門法院としての特許法院の発展は中断されずに継続されるべきであり、科学研究団地と特許庁、特許法院の間にネットワークの形成で得る効果を極大化する方が研究されなければならないでしょう。

(7) 電子特許法院の構築

大法院では既に「電子特許法院構築計画案」を作り2000年にその施行を計画しています。

特許法院は特性上最先端の情報を扱う機関として、ほかの裁判とは異なって専門分野に携わる弁理士などが参加するため、特許法院の情報化に裁判当事者たちが容易に接近することができるかと判断されます。特に大田(テジョン)に移転することになると、裁判当事者たちの不便を解消するために法院業務全体を情報化、電算化することにより特許業務の競争力を高め、世界の模範となる特許法院に発展することが期待されます。

電子化の内容は先ず法院のすべての文書を電子化し全業務を紙なしで(Paperless)処理するシステムを構築し、電子メール及び業務のすべての流れを電子化することができるワークフローシステムとEFS、EDIなどで裁判文書の電子化をなし、遠くで裁判を受けることができる遠隔映像裁判を実施します。

(8) 特許法院の審理範囲と訴訟物

特許法院の開院と共に従前の特許庁審判所と抗告審判所は特許審判院として新しく発足することになりました。

特許法院は特許審判院の審決取り消し訴訟を担当しているため、実質的には特許審判院での手続きに次いで第二審を行うものであると言えます。

しかし、特許法院の訴訟は形式上第一審の訴訟であるため、訴訟物は審決の違法性であります。

審決取り消し訴訟における審理範囲に関連して特許法院は、特許法院の専門性・独立性を理由に事実審理の範囲に制限がなく一切の違法事由を主張立証できるという無制限説の立場は明らかにしています。(1998年7月3日宣告 98ホ768判決 1998.11.5宣告 98ホ1655判決)ただし、査定系事件の審理範囲に関しては確立された判例がまだありませんが、理論上原告側は新しい主張立証が許容されるが被告は許容されないと言えます。

無効審決事件と拒絶査定不服審決の取り消し訴訟の場合にどれくらいの制限が必要であるのか検討の余地があると言えます。

(9) 結論

何よりも特許法院は独立した専門法院として科学技術分野に対する裁判を効率的に遂行することにより、知的財産権法の法目的を効率的に遂行し国家科学技術発展に貢献するでしょう。

特許法院は公正迅速な裁判で紛争解決に効率性を高め、統一的な法解釈に寄与するであろうし、特許法院の判例は先例としての羈束力はありませんが、統一的な法解釈で特許庁の業務処理に基準となるでしょう。

特許権を強力に保護することにより国家技術革新を促進し、地球化時代に知的創造力と科学技術発明を保護し国家競争力を促進する基盤構造として、特許法院は世界から信頼される法院としてその時代的使命と役割を果たすでしょう。